

# 景気対応緊急保証(期間限定)

セーフティネット5号認定を受けられた中小企業者の方を対象に創設された全国統一保証です。全国的な不況で売上高等が減少しておられる方々の資金繰りをサポートいたします。ぜひご活用ください。

保証申込取扱期間	平成20年10月31日から平成23年3月31日まで【期間限定】										
対象となる方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、次の事由のいずれかに該当することについて、市町長の認定を受けた方(「セーフティネット5号認定」を取得できる方) (詳細は当協会ホームページ【 <a href="http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp">www.hosyokyokai-hyogo.or.jp</a> 】をご覧ください、各市町の商工担当課にお問い合わせください)										
	<table border="1"><tr><td>イ</td><td>最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が前年同期に比べて3%以上減少している。</td></tr><tr><td>ロ</td><td>製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油または原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている。</td></tr><tr><td>ハ</td><td>最近3カ月間の平均売上総利益率(または営業利益率)が前年同期に比べて3%以上減少している。</td></tr><tr><td>ニ</td><td>新型インフルエンザの発生に起因し、その事業にかかる影響を受けた後、最近1カ月間の売上高(または販売数量)が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。</td></tr><tr><td>ホ</td><td>最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が2年前同期に比べて3%以上減少している。</td></tr></table>	イ	最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が前年同期に比べて3%以上減少している。	ロ	製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油または原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている。	ハ	最近3カ月間の平均売上総利益率(または営業利益率)が前年同期に比べて3%以上減少している。	ニ	新型インフルエンザの発生に起因し、その事業にかかる影響を受けた後、最近1カ月間の売上高(または販売数量)が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。	ホ	最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が2年前同期に比べて3%以上減少している。
イ	最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が前年同期に比べて3%以上減少している。										
ロ	製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油または原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている。										
ハ	最近3カ月間の平均売上総利益率(または営業利益率)が前年同期に比べて3%以上減少している。										
ニ	新型インフルエンザの発生に起因し、その事業にかかる影響を受けた後、最近1カ月間の売上高(または販売数量)が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。										
ホ	最近3カ月間の平均売上高(または販売数量)が2年前同期に比べて3%以上減少している。										
保証限度額	2億8,000万円以内(組合の場合4億8,000万円以内) 注1) 既存の経営安定関連保証(セーフティネット保証)の残高との合計で2億8,000万円以内とします。 注2) 別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。										
資金使途	経営の安定に必要な運転資金および設備資金										
保証期間	10年以内(据置2年以内)										
返済方法	原則として、均等分割弁済										
貸付利率	金融機関所定利率										
担保	必要に応じて提供していただきます。										
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要。										
保証料率	年0.80% ※会計処理に関する割引制度および「技術評価制度」を活用した割引制度(ただし兵庫県制度融資を利用する場合のみ)の適用が可能です。(有担保割引の対象とはなりません)										
利用可能な制度融資	セーフティネット5号認定の要件を基に創設された自治体制度融資に限り利用が可能です。 なお、自治体制度融資を利用する場合には、各制度融資の要件を満たす必要がありますが、貸付利率は各自治体制度融資で定める貸付利率となります。										
申し込みに必要な書類	当協会所定の申込書類のほか、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る認定書(セーフティネット5号認定)										